

*新版 家政学事典 (社)日本家政学会編:朝倉書店)より抜粋

1. 家政学の定義

- ・ ‘人與人’、‘人とのもの’との関わりを明らかにする実践的総合科学
- ・ 「家政学原論」「家族関係」「家庭経営」「食物」「被服」「住居」「児童」などあらゆる角度から現象をとらえ、総合的な解決方法を科学的に追及する学問
- ・ 人を支援する社会的実践に向かって科学・専門知識を組織化・統合化する枠組みを持つ学問

2. 家政学に固有の特性

- ・ 単一科学・学問ではなしえないような問題解決能力を備えることにより、人々の家庭生活・日常生活に対し固有の学際的視野を切り開き、専門としての軌跡を未来に向かって描くことができる分野
- ・ 人々の生活が必要とする共通の目的のために、複数の科学・学問を有効に用いる、社会に向けて実践的な目的志向的分野
- ・ 家庭生活という人間の本質的な経験的事象を成立基盤とするとともに、実践においては家庭生活と科学・学問の間であって、両者の相互規定的発展に対する有能な媒介者として存在する
- ・ 研究対象が「家庭生活を中心とした人間生活」であり、きわめて広範囲の分野を含んでおり、社会・自然・人文諸科学を基盤として多種多様な研究手法が存在する

3. 家政学分野を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的素養

(1) 家政学分野の学びを通じて獲得すべき基本的な知識と理解

(2) 家政学分野の学びを通じて獲得すべき基本的な能力

- a. 分野に固有の能力
- b. ジェネリックスキル

- ・ 学際的視野が必要不可欠であること
- ・ 生活向上と人類の福祉の増進を目指して、多面的アプローチができる能力
- ・ 客観的で体系的かつ時代と社会の変化に対応して絶えず更新される家庭生活論をもつ能力
- ・ 生活のあり方や人との関係を考慮して、生活の場が充実した暮らしの場としての機能をもつよう配慮できる判断力
- ・ 先端技術によってもたらされる生活の変化を理解し、生活で大切にされるべきものを生活全体、さらには大きく社会環境や自然環境の視点で考える力
- ・ 家政学の専門知識、およびその理解、判断力を総合的に身に付け、独自性と行動力を発揮できる力